

〔Free Talking〕

## オーエスキー病の初動防疫を振り返って

日本装蹄師会 常務理事（装蹄教育センター所長） 堤 孝 正

「オーエスキー病様疾病発生」の初報が山形県の衛生主任から緊急電話連絡網を通じて官舎に飛び込んだのは、昭和56年2月11日、土曜日の午前10時頃であった。建国記念日に当たるこの日は、当時としては数少ない連休の初日で、朝から小雪のちらつく寒い日であった。

その前年、5年ぶりに発生した豚コレラが全国各地で散発していた頃であったので、電話口で県からの通報と知って、一瞬“豚コレラの発生報告か？”と思ったが、発生経過と検査所見を聞くうちに、脳神経細胞内に封入体が認められるとの報告に、これはただならぬ事態に巡り会わせていると感じたのを覚えている。

ひと通り報告を受けた後、それまでの検査結果から、この不明疾病はわが国では未発生のオーエスキー病が強く疑われるとの意見で一致し、畜産局衛生課として緊急に防疫対応を行うので、県防疫担当者が上京する準備を進めるよう要請するとともに、追って県の対応を指示する旨約束して一旦電話を切った。直ちに、小山衛生課長(当時)に電話で概要を伝え、今後の衛生課対応について了解をとり、家畜衛生試験場企画連絡室長に連絡をとって、連休明けの月曜日に農林水産省に関係専門家の招集を求めた。その間にも翌日曜日には県から家畜衛生試験場に病性鑑定材料を送り込む一方、家畜衛生試験場の係官が現地調査に赴くなど慌ただしい動きが始まった。

月曜日に開催された会議で報告された山形県中

央家畜保健衛生所の病性鑑定結果は、わが国初発の疾病であるにもかかわらず、的確に対応されていたのが印象的であった。このため、その段階でオーエスキー病とはほぼ診断できるものであったが、わが国初発のこともあり、家畜衛生試験場で実施中の病性鑑定結果をもって確認することとされ、最終決定されたのは、山形県から不明疾病の発生報告を受けた3日後の2月14日であった。

当時の家畜衛生試験場は、東京の小平市からつくば学園都市に移転した直後で、単身赴任者が多く、休日は住所録に記載されていた連絡先に在宅者が皆無で、東京の自宅まで追跡しての連絡であった。また、交通網も今ほどに整備されていない当時のこと故、山形県の当事者にとっては、上京も夜行列車に揺られて苦難の旅程であった。

初発農家への伝染経路を解明する常套手段として導入豚の追跡調査が実施された。その結果、発生前に導入された個体を辿ると、3代ほど前に輸入豚に行き着く特定の系統が疑われた。

衛生課では当該系統の原種豚農場とその供給先である種豚場の所在県にそれら農場の立入検査と血清送付を指示するとともに、命じられて自らも1週間がかりで、東北各県の初発農家から原種豚農場までの一連の関係農場を廻り、県家畜衛生関係者から検査結果を聴取し、防疫対策を協議した。初発農家管轄の庄内家保や県中央家保では、不眠不休の防疫活動が続いていた。各県の衛生担当者とともに再度実施した関係農場の立入検査で

は、初発農家を除いて異常豚は認められず、過去の繁殖成績等についての聞き取り調査でも本病を疑う明確な情報は得られなかった。ところが各県から血清が届き、家畜衛生試験場で抗体調査を実施したところ、原種豚農場と一部の種豚場で陽性豚が摘発され、本病がすでにこの系統に侵入していることが明らかとなった。

このため各県において、養豚農家の立入検査を強化し、母豚の異常産と哺乳豚の高率死亡等について積極的に情報収集を行ったところ、その過程で山形県の初発時期とほぼ同じ頃に茨城県と岩手県下の関係農家数戸でも本病の発生が確認された。一方、抗体調査の輪を広げて全国で2000余頭の中和試験も行われたが、陽性豚は特定系統とその関係農場に限られていた。

そこで、それまでの発生状況と抗体調査のデータを基に、家畜衛生試験場、大学等の学識経験者に参集を願って防疫対策会議を開催した。会議の結論として、初発生の数年前に家畜衛生試験場で実施されていた300頭規模の輸入豚とその子孫についての全例陰性結果と合わせて、本病の浸潤状況はその時点ではかなり限局されていると判断された。このような判断の下に、3月下旬に至り、発病豚の自衛処分、抗体陽性豚の計画的とう汰、汚染農場については清浄種豚のみの出荷を基本とする畜産局長通達が発出された。

防疫対策の検討過程では、特定系統豚の輸出国関係者が来日し、陽性豚をとう汰する抗体清浄化方式よりも、自然に免疫を持たせる抗体保有方式のほうが実戦的であり、そのほうが本病の沈静化を期待できるとの意見が寄せられたが、わが国にはわが国の防疫方式があるとして取り合わなかった経緯もあった。

ここで“オーエスキー病”の名称について触れておく。当時、本病は一般に「オーエスキー」、「アウエスキー」、「仮性狂犬病」など様々に呼ばれており、「オーエスキー」の病名を使用する者はむしろ少数派であった。防疫対策会議の席上、この呼称が話題となり、学識経験者の1人から人名に由来する本病の名称は、現地の発音を尊重したカタカナ表記とすべきであるとの提案がなされた。当日、初発国であるハンガリー大使館に問い合わせたところ、日本語の分かる書記官から“オー・エ・ス・キー”と発音する旨回答があったとの紹介があり、この会議以降“オーエスキー病”と統一された。後日、それまで和名で呼ぶ場合の「仮性狂犬病」が、巷で「狂犬病」と混同されて派生する社会的不安を回避するための行政的名称ではないかと、一部に穿った意見を聞いたが事実とは異なる。

初動防疫上の障害として発生農場の豚の計画的自衛処分について厚生省当局との問題があった。家畜防疫の立場に立った当方の方針は、と畜場向け出荷で、当然と畜場関係法規を遵守しなければならないが、「米国、デンマークなどの本病発生国でもと殺、食肉化は普通に行われている方法であり、国際的にみても何らもとるものではない」というのが当方の主張であった。一方、厚生省サイドとしては、人畜共通伝染病として本病の扱いについて結論を得ていなかったことと、「と畜場は家畜防疫の終末処理場ではない。家畜防疫の始末は、家畜防疫の世界で処理すべきである」というのが先方の言い分で、双方の主張は平行線を辿った。周辺農家への気兼ねから一日も早く処理を急ぎたい初発農家の気持ちを察して、相手省との協議に費やす日々が続いたが、畜産局長通達によ

り、発生農場における終息等の判断基準が示されたことにより、これをクリアーしたものはと畜場での処理が可能となった。

オーエスキー病の侵入は、衛生課にとっても驚きであった。米国、オランダ、台湾など当時わが国の豚の主要輸入国における本病の発生報告から、要注意の疾病として初発に先立つこと3年余、昭和52年の暮れにはこれら輸出国との間に「輸出検疫中の中和試験の実施」が合意されていたし、55年の夏からは、家畜衛生試験場で開発中の試行段階に達していたELISA法（酵素免疫吸着剤検定法）により動物検疫所が輸入豚のすべてについて抗体検査を実施していたからである。しかし、後日談になるが、初発後かなりの期間を経て、量的に貴重なELISA抗原をやり繰りしながら動物検疫所で輸入豚の保存血清について、過去に遡及してシラミ潰しに抗体調査を行ったところ、輸出国との「中和試験実施」が合意される直前に輸入された上記特定系統の輸入群から陽性豚が確認されたのは残念であった。

昭和56年春の騒動も過ぎて、家畜衛生試験場で研究中であったELISA法による血清診断法も確立され、本法を取り入れて検査対象群の範囲を広げながら全国的な抗体調査が継続され、陽性豚の摘発が進められた。また、その後の続発報告も途絶え、一見平穏に推移して行った。このため年の明けた57年の初頭には学識経験者も含め、誰いうとなく汚染群の封じ込め、ひいては外来伝染性疾病的の定着阻止に成功した事例として、「コスト・アンド・ベネフィットを試算しては」との意見まで浮上していた。ところがその矢先の2月、1年振りに茨城県と山形県で従来の要注意以外の農場から新たな発生が報告され、県によっては地区汚

染の進行が認められた。この間、本病は深く静かに潜行していたのである。

その後本病は、各県の家畜衛生組織を挙げての防疫対応にもかかわらず、翌年にはさらに汚染が拡大して発生県も増加し、遂には、地域は限定されるものの本病の定着を許す結果となった。養豚経営上、今日においても重大な阻害要因である本病の定着を阻止できなかった家畜衛生当事者の一人として、当時を思い出す度に残念でならない。

過去を振り返ると、「……たら」、「……れば」との思案はつきものである。家畜衛生と養豚の関係者各位に失礼を省みず、初発当時を振り返って思いつくことを記しておきたい。

第一点は、本病の防疫方針を発病豚の自衛処分と抗体陽性豚の計画的とう汰としたことである。

当然のことながら、この防疫方針は指導通達であって、養豚農家に対し強制力の伴うものではない。これに対し、各県において防疫を進める上で、行政指導で行う対応には限界があり、命令殺も行えず、殺手当も出せない防疫対応はもどかしく、県の防疫関係者から強制措置をとり得るように「法定伝染病に指定すべきではないか」との意見が強かった。確かに法律をバックに万能の権限を与えられて行う防疫処置は、防疫当事者にとってはやり易いが、これはオーエスキー病に限らず平病を含むすべての疾病についても言えることであり、「発生経験国の防疫対応からみても、強制力の伴う殺処分方式を採用している国はなく、本病の病性からみて家畜伝染病予防法の改正は困難である」というのが国側の見解であった。では、仮に本病が法定伝染病に指定されておればその定着を阻止できたであろうか。命令殺による強制措

置の可能な豚コレラ妨害の歴史からも明らかとなり、命令殺できれば清浄化できるというものではない。本病の病性を考えると、当時、妨害が一番重要であったのは、国の防疫方針を養豚農家に十分理解させ、いかにその遵守を徹底してもらうかにあったと思う。そのためには指導する立場と指導される立場を越えてお互いを信頼し合うもっと親密な関係が必要であったのではなかろうか。

第二点は、ワクチン接種による防疫方式を採用しなかったことである。当時、汚染度の高い国ではワクチンを使用している国もあったが、「不活化ワクチンの免疫効果は低く、生ワクチンの場合には発症を防止できても感染防止は困難であり、保毒豚を増加させる危険性がある」というのが本病専門家の一致した見解であった。さらに、抗体陽性豚のとう汰方式により本病を撲滅しようとするわが国にとって、防疫をより困難にするおそれもあった。また、初発に伴い防疫方法を問い合わせた発生経験国デンマーク獣医局長からの、「ワクチン接種方式は採用していないが、その他の防疫対策により発生は減少している」旨の回答も参考になった。近年、ワクチンの改良も進んでいると聞かすが、当時、優秀なワクチンがあれば、もっと違った展開になっていたと思う。

第三点は、豊富な海外情報の収集とそれに応じた的確な輸入検疫体制が整備されていたか否かである。もちろん当時も、国際獣疫事務局からの定期報告をはじめ、関係国の獣医局と情報交換は行われていたが、わが国の家畜衛生関係者が海外に出向く機会は限られており、臨場感のある現地情報は少なかつた。わが国向け輸出動物の衛生条件の追加について輸出国と交渉するにしても、航空郵便が主流で書簡の往復に一カ月以上かかり、検

査方法や陽性限界を巡って双方の見解が分かると、たちどころに数カ月経過するのが普通であった。最近では内外家畜衛生関係者の交流が日常的になり、両者の間に太いパイプが形成され、親密な人脈も育まれた。加えてインターネットやファクシミリの発達で収集される海外情報の質の増加と交渉の迅速化は当時と比較にならない。これには現役諸君の総合的な語学力の高水準化によるところが大きい。もしもあの当時、海外における本病の生情報をもっと早く、もっと詳細に把握し、日本向け豚の検査項目の追加をもっと早く合意され、本病の抗体検査が実施されていたら、保毒豚が日本向けに輸出されることもなかったであろう。

第四点は、本病の安全で簡易な血清診断法としてELISA法の開発研究が、当時、試験段階にあったことである。本病の抗体検査は生ウイルスを使用する中和試験によっていたが、その実施場所と家畜との物理的距離が近づくほど危険性が増大する。しかも、中和試験は検査の実施に数日を要し、数時間で診断できるELISA法に比べて作業能率も悪く、限られた時間内での診断や多頭羽数のデータが揃ってはじめて的確な疫学的考察が可能となる血清サーベイには不向きで、それが生ウイルス使用の危険性と相まって動物検疫や家保段階で採用し難い隘路となっていた。仕出し国の輸出検査やわが国到着後の輸入検査、さらには国内家畜の血清サーベイにおいて、あらゆる疾病を対象に抗体チェックを実施することは、それが理想であっても現実問題として不可能である。それ故、検査対象疾病の拡大と検体数の増加による検査精度の向上は、ひとえに安全で簡易な診断法の確立にかかっている。ELISA法の活用が基礎研

究領域止りであった当時、家畜衛生試験場豚コレラ研究室（当時）は欧米に先んじて昭和56年末に可溶性蛋白を抗原としたマイクロプレートを用いるELISA法を実用化し、その後の診断に、安全性、迅速性の両面から大きく貢献した。この画期的な診断法の開発に敬意を払いつつ、贅沢なわがままを言わせていただけるなら、もしも、ELISA法があと数年早く開発され、早い時期から輸入豚の抗体検査が開始され、国内豚の全国的、計画的な血清サーベイが多頭数で実施されておれば、輸入検査中に保毒豚を摘発するか、本病の国内侵入の形跡をもっと早期に把握して的確な初動防疫が可能であったと思う。

第五点は、本病の病性から来る防疫の難しさであり、それを行政サイドがどれほど広報し、養豚農家がどれほど理解していたかという点である。本病は寒冷感作などのストレスによって保毒豚でウイルスが増殖され、感染源になるのは既知の知

見であった。事実、初発当時の発生は厳冬期から春先に限られ、夏場の発生はなかった。これを家畜衛生サイドでは期待した防疫対策の進展と受取り、農家サイドでは本病恐れるに足りずの風潮を生んで防疫軽視を助長したのではなからうか。後日一部の農家では、免疫の付与を狙って場内感染を意識的に進めたやの話さえ聞いた。あのとき、行政サイドとしては、もっと積極的、濃密な情報提供と啓蒙指導の努力が必要ではなかったかと悔やまれる。

オーエスキー病の初発から17年。当時、畜産局衛生課の国内防疫班を担当し、本病防疫に従事した者の務めとして本稿を寄稿します。防疫に携わった各位に関する記述に記憶違いのあるときは、ご容赦を願いたい。

（筆者は元畜産局衛生課国内防疫班長）